

議 案 第 9 号

松戸市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

松戸市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年6月13日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

旅館業法等の改正に伴い、条例で引用する規定を整備するため。

松戸市ラブホテル建築等規制条例の一部を改正する条例

松戸市ラブホテル建築等規制条例（昭和60年松戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「ホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

第3条第1項中「の各号」を削り、同項第4号中「第3項」を「第2項」に、「の収容施設」を「を入院させるための施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。